

【会員規約】

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人個性心理学倶楽部（以下法人）会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛同会員)

第2条 下記の個人または団体は、賛同会員となる資格を有するものとする。

1. 本会の目的に賛同し、本会に入会を希望した個人、法人または団体。
2. 前項に該当する者は、本会事務局に賛同会員としての入会申込書を提出し、別途定める年会費を納入した場合、賛同会員となる。
3. 会員となった個人・法人及び団体には、本会の賛同会員の証が授けられる。
4. 賛同会員は、別途会員規約に定める特典が受けられる。

(入会日)

第3条 入会日は、入会の申込みが理事会で承認された月の最初の日とする。

(入会手続)

第4条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、会費規則に定める年会費を指定日までに納入しなければならない。

(会員資格の喪失日)

第5条 会員資格の喪失の時期は、退会届を本会事務局が受理した日とし、理事会の承認を得て確定する。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
 2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき及び、会員である団体が消滅したとき。
 3. 継続して1年以上年会費を滞納したとき。
 4. 除名されたとき。
2. 会員資格を喪失した者は、本会の認定した各種資格も併せて喪失する。
3. 会員資格を喪失した者は、会員の証ならびに各種認定資格の証を速やかに本会事務局まで返還するものとする。

(情報の変更)

第7条 会員は住所、電話番号などの会員情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局までお届けください。

(退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2. 退会する者は、会員である証を速やかに本会事務局まで返還するものとする。
3. 退会する者は、退会時において未納年会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、理事会の決議を経て、当該会員は除名されることがある。

1. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. この法人と同一、若しくは類似する名称及び目的の団体をこの法人の承認を得ずに組織した場合。
2. 前項の規定により会員を除名されようとするものは、議決の前に弁明の機会を与えられる。
3. 除名された者は、会員の証を速やかに本会事務局まで返還するものとする。

(会費)

第10条 年会費は、会費規則の定めるところによる。

(会費の納入)

第11条 入会は、当該年度の年会費を入会時に納入するものとする。

2. 年会費は毎年入会月の末日までに一括納入するものとする。
3. 退会を希望する者は、退会時において未納年会費がある場合は、すみやかに納入するものとする。

(抛出品品の不返還)

第12条 既に納入した会費、その他の抛出品品は返還されない。

附則

この規則は、2010年2月1日から施行する。

【会費規則】

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人個性心理学倶楽部の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(金額の決定)

第2条 会費は理事会にて決定する。

(会費)

第3条 会費は、毎年入会月から数えて1年を年会費として次の各号の金額とする。

賛同会員 1口 16,000円

個人 1口以上

法人及び団体 3口以上

(納入確認)

第4条 入会を希望した者は入会申込書の受理ならびに年会費の納入が確認された後に、入会資格を得る。

(年会費の納入日)

第5条 毎年年会費の納入日は次の各号とする。

1. 年会費は毎年入会月の末日までに一括納入するものとする。
2. 前項の納入日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。

(入金ならびに年会費の納入方法)

第6条 初年度の年会費は振り込みによる納入とする。

2. 2年目以降の年会費の納入は口座振替とする。

(抛出品品の不返還)

第7条 既に納入した会費、その他の抛出品品は返還されない。

附則

この規則は、2010年2月1日から施行する。